

鶴岡シビックコア地区整備推進連絡協議会規約

(名称)

第1 本会は、鶴岡シビックコア整備推進連絡協議会(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2 協議会は、シビックコア地区整備制度要綱(平成5年3月30日付け建設省営計発第23号、建設省都計発第54号及び建設省住街発第26号による大臣官房官庁営繕部長及び都市局長通達)第7により、「鶴岡文化学術交流シビックコア地区整備計画書」に基づく地区整備の実施に関わる事項の検討、調整を行うものとする。

(活動内容)

第3 この協議会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 整備計画に基づく各種事業の実行計画の研究・調整・検討。
2. 官公庁施設建設計画策定に関する提言。
3. 整備地区内の関連都市整備事業との調整・検討。
4. まちづくり情報の発信。

(組織)

第4 協議会の委員は、市長が委嘱する。ただし、官公庁及び団体に所属する委員は、協議会に代理者を出席させることができる。

2. 委員長、副委員長各1名を置くものとし、委員の互選により選出する。

(任期)

第5 委員の任期は2年間とする。

2. 人事異動等により任期途中で委員に変更が生じた場合、新たに委嘱された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(協議会の運営)

第6 協議会は委員長が召集し、統括する。

2. 委員長は、必要に応じ委員以外の出席を求め意見を聞くことができる。
3. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(協議会委員)

第7 協議会構成委員は下記をもって行う。

- (1号委員) 都市計画、都市景観、都市建造物及びまちづくり全般に関する学識経験者とし、整備実施に関する実務について助言、指導を行うもの。
- (2号委員) 整備実施に関わる国、県及び市の行政機関の職員。
- (3号委員) 市内及び区域周辺の市民活動団体及び自治会、商工団体、観光団体等の関連団体の代表

(事務局) 事務局は、鶴岡市建設部都市計画課に置く。

(雑則)

第8 この規定に定めるもののほか必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

1. この規約は平成15年9月18日から実施する。
1. この規約は平成18年10月27日から実施する。